

トピック

後退する国内対策

早川光俊(CASA専務理事)

平成22年12月28日、政府は地球温暖化問題に関する閣僚委員会を開催し、「地球温暖化対策の主要3施策について」(以下、「3施策について」)を決めました。その内容は、排出量取引は慎重に検討を行う(実質棚上げ)、地球温暖化対策税は石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せするがその税率は段階的に引き上げ、再生可能エネルギーの買取補償制度は「電力多消費産業をはじめとする産業の国際競争力への影響を考慮して、負担総額を軽減・限定するような制度設計を工夫する」とされています。

現在、政府提出の地球温暖化対策基本法案が継続審議となっていますが、地球温暖化対策基本法案から見ても、明らかに後退した内容になってしまっています。

1 成立の目処のたたない地球温暖化対策基本法案

平成22年3月12日、政府は地球温暖化対策基本法案を閣議決定し、昨年の通常国会に上程しました。その主な内容はCASAレター69号に掲載したとおりです。

この基本法案は衆議院で採択され、参議院に送られましたが、鳩山内閣が総辞職し、その後、参議院選挙があったことから、審議未了で廃案になってしまいました。

昨年10月、政府は内容を変えずに、再度、臨時国会に上程しましたが、結局一度も審議されずに、臨時国会の閉会時に継続審議になりました。継続審議にはなりましたが、一時は廃案にしようとする動きもあったと報道されています。

昨年の通常国会と臨時国会は、衆議院議員は変わっておらず、同じ内容の法案なのですが、実際に衆議院では可決すべきであったと思うのですが、実際は臨時国会ではまったく審議されませんでした。

今の通常国会では元の基本法案が継続審議になっています。しかし、閣僚委員会での「主要3施策について」を踏まえた修正が行われることになると思われ、その修正された基本法案も成立の目処はたっていません。

2 「主要3施策」を棚上げ、骨抜きに

COPI6/CMP6が終わり、年も押し詰まった12月28日、先記のとおり、政府は「主要3施策について」を決めました。

その内容は、与党の民主党のマニフェストからも、基本法案の内容からも、著しく後退したものになっています。

排出量取引については、「海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策(産業界の自主的な取組など)の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う。」とされています。基本法案では「基本法の施行後一年以内を目途に成案を得る」とされていたのが、日本経団連の自主行動計画の運用や国際枠組みの成否などを見極めて、「慎重に検討を行う」のですから、事実上、棚上げになってしまっています。

地球温暖化対策税は、現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする地球温暖化対策税を、平成23年度に導入するとされています。上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とされています。ガソリンでは1リットル当たり0.76円にしかなりません。

あまりに低い税率で、しかもこの低い税率を3年程度かけて段階的に引き上げるのだそうです。このように低額の税で、削減効果があるとは到底考えられません。

再生可能エネルギーの買取補償制度については、「平成24年度からの制度導入を目途として、検討を進める」とされ、今年1月15日にパブリックコメントの締め切り直後に、制度案が発表されています。しかし、この買取補償制度についても、買取価格が一律とされ、家庭の太陽光発電設備については余剰電力買取とされるなど、再生可能エネルギーを普及を真面目に考えたとは思えない内容になっています。

3 25%目標も棚上げに？

それだけでなく、鳩山首相が国連総会で国際的に公約した2020年25%削減目標すら曖昧にされようとしています。

冒頭の「これまでの我が国の取組」には、「全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に1990年比で温室効果ガス排出量を2020年までに25%削減するという目標を提案した」と記載されていますが、地球温暖化対策税の「基本的考え方」では、昨年6月に策定された「エネルギー基本計画」の「エネルギー起源のCO₂を、2030年に1990年比30%程度削減する」としか記載されていません。環境省の高官は記者会見で、「2020年25%削減目標は、2030年30%削減目標に包含されている」との発言をしたと報道されていますが、これは明らかに詭弁です。国際的に2020年の中期目標が交渉の焦点となっているのに、わざわざ2030年目標を持ち出すのは、2020年目標を棚上げにしようとするものとは考えられません。そもそも、2020年に25%で、2030年に30%では、2050年の80%削減のシナリオは描きようがありません。

4 大幅な後退の原因

このように政府の温暖化対策が大幅に後退した理由は、産業界や一部労働界の反対に「配慮」したからです。

それは、「3施策について」の随所に産業界への「配慮」が記述されていることから明らかです。

例えば、地球温暖化対策税については、「特定分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性を確保する。」とされ、再生可能エネルギーの買取補償制度では、「電力多消費産業をはじめとする産業の国際競争力に影響があり得ることにかんがみ、・・・負担総額を軽減・限定するような制度設計を工夫する。」とされ、排出量取引では「地球温暖化対策のための税や全量固定価格買取制度の負担に加えて大口の排出者に新たな規制を課すことになる」ので、「我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響」を見極め、慎重に検討を行うとされています。

5 後退を許さない大きな世論を！

カンクンでは、当初期待された以上の成果をあげ、南アフリカ・ダーバンのCOP17/CMP7で、野心的な削減目標を含む包括的な合意に向けて世界が動き出しているとき、こうした日本の対策の後退は、交渉の進展にマイナスの影響を与えかねません。

また、多くの自治体が25%削減目標を掲げ、温暖化対策を強化しようとしている時に、こうした前向きの動きに水を注すことになります。

そして何よりも、いま対策を怠ることは、将来世代に大きな負担を残すことになることが認識されなければなりません。

温暖化対策の後退を許さない、大きな世論をつくるのが、喫緊の課題になっています。